

令和元年度国立大学改革強化推進補助金（国立大学経営改革促進事業）の交付決定通知  
における文部科学省からの留意事項への対応について

今回の交付決定通知における留意事項は、令和元年7月12日付元文科高第228号「学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）」に記載の『第二 2. 留意事項 ① 今般の改正により、国立大学法人が二以上の国立大学を設置することができることとなるが、・・・(中略)・・・当該制度を活用するに当たっては、関係大学はもとより、地元自治体等の関係者の理解を十分に得て進めるべきであること。』との留意事項とともに、静岡大学として大変重要なことと認識しております。

今後も、社会のニーズを見据えた大学改革を進めていくために、学内外の方々に十分な説明を行い理解を得るよう努めてまいり所存であります。

とりわけ、新たに「静岡大学将来構想協議会（仮称）」を静岡市とともに設置することといたしました。同協議会においては、ゼロベースで、静岡大学と浜松医科大学の法人統合・大学再編のあり方等について協議・検討を行うこととしています。

令和元年10月31日

副学長（総務・財務・施設担当）・事務局長

手 島 英 雄